消 取 引 第 427 号 平成 29 年 11 月 29 日

公益社団法人日本医師会長様 公益社団法人日本歯科医師会長様 日本歯科医学会長様

- 一般社団法人日本美容外科学会理事長様
- 一般社団法人日本美容外科学会理事長様
- 公益社団法人日本美容医療協会理事長様
- 一般社団法人日本美容皮膚科学会理事長様

消費者庁 取引対策課長

特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について(依頼)

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 174 号。以下「施行令」という。)及び特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令(平成 29 年内閣府令・経済産業省令第 1 号。以下「施行規則」という。)が本年 12 月 1 日から施行され、特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)の特定継続的役務提供に一定の美容医療契約が追加されます。改正の主な内容は下記のとおりとなりますが、【参考資料】についても併せてご参照ください。

貴会におかれましては、当該改正について改めて会員に対してご周知いただ きますようお願いいたします。

記

- 1. 特定継続的役務の追加指定(施行令別表第4関係)
- ・ 特定継続的役務として、「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、 体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及び治療を行うこと (美容を目的とするものであって、主務省令に定める方法によるものに限

のに限 多第 246 ※ 受 346 ・ 29.12.04 ・ 29.12.04 る。)。」を追加すること。

- ・ 上記の特定継続的役務提供の期間を1月とすること。
- ・ 契約の解除によって通常生ずる損害の額を5万円又は契約残額の 100 分の 20 に相当する額のいずれか低い額とすること。
- ・ 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を2万円とすること。
- 2. 施行令別表第4に規定する主務省令で定める方法の指定(施行規則第31条の4関連)
- ・ 施行令別表第4に規定する主務省令で定める方法として、①から⑤に掲げる ものについて、それぞれ①から⑤に定めるものとすること。
 - ①脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
 - ②にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
 - ③皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法
 - ④脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
 - ⑤歯牙の漂白 歯牙の漂白剤の塗布による方法
- 3. 関連商品の追加指定(施行令別表第5関連)
- ・ 別表第4の2の項に掲げる特定継続的役務にあっては、①から④に掲げる商品を関連商品として指定すること。
 - ①動物及び植物の加工品(一般の飲食の用に供されないものに限る。)であって、人が摂取するもの
 - ②化粧品
 - ③マウスピース(歯牙の漂白のために用いられるものに限る。)及び歯牙の漂 白剤
 - ④医薬品及び医薬部外品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第2項の医薬部外品をいう。)であって、美容を目的とするもの

【参考資料】

- 1. 美容医療契約の特定継続的役務提供への追加について
- 2. 特定継続的役務提供(美容医療分野)Q&A